

## 地下漏水した場合の水道料金の減免制度について

### 【漏水の見分け方】

以前と水道の使い方は変わらないのに、前回の指針に比べて急に水道の使用水量が増えたような場合には、漏水のおそれがあります。早期に確認して勝浦市の指定を受けた水道工事店へ修理依頼をしてください。

なお、アパート・マンション等の集合住宅の場合は、所有者または管理会社を通して修理を依頼してください。

### 【水道料金の減免について】

お客さまの敷地内の給水装置はお客さまの責任において、管理していただくことになっています。漏水があった場合（メーター器の前後に関わらず）には、修理費用や漏れた水量の使用料金もお客さまのご負担になります。

しかし、地下漏水や発見が困難な箇所からの漏水で、勝浦市の指定を受けた水道工事店が修繕した場合には、使用料金を減額できる制度があります。修繕完了後速やかに、修理をした工事店・漏水箇所を水道課までご連絡下さるか、修理をした水道業者から水道課に連絡するようにお伝え下さい。

但し、次のような場合は減免できません。

1. 蛇口からの漏水
2. トイレからの漏水
3. 給湯器等の配管接続部からの漏水
4. その他、目視で確認できる箇所からの漏水



### 【水道料金の減免範囲について】

お客様の敷地内での地下漏水減免対象となった場合、減免範囲は以下のとおり。

①漏水量を含む使用量		前月検針日～当月検針日
②前年同月期の使用水量	③認定漏水量	①から②を差引いた水量を認定漏水量とする。
前年同月期の使用水量	④お客様負担水量	水道課負担水量
⑤お客様への請求水量		③をお客様と水道課で折半します。
		②と④の合算した水量をお客様に請求します。

#### 計算式

- ①－②＝③  
 ③÷2＝④  
 ②＋④＝⑤

#### 計算例

- ① 45 m<sup>3</sup>      45－12＝33  
 ② 12 m<sup>3</sup>      33÷2＝16（小数以下切捨）  
 とした場合      12＋16＝28  
 ⑤ 28 m<sup>3</sup>

#### 水道課業務係

〒299-5231 千葉県勝浦市沢倉515番地2  
 Tel: 0470-73-6620 Fax: 0470-73-4580